

## 第3節 （基本目標3）安心で住みやすいまちづくりの推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現のために、障がいに対する理解を推進するとともに地域におけるボランティア活動等、地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、「共に生きる」地域づくりに努めます。

また、障がいのある人が当たり前前に社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がいのある人を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除くための取組を推進します。

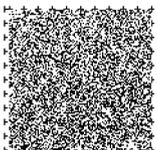
災害時や緊急時に備えた対策の強化や感染症に対する備え、また、安心して住み続けられる地域づくり、障がいのある人やその家族等を犯罪被害から守るための情報提供等、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### (1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

#### ① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取組の一つである市内7つの「地域ケアネットワーク」は、各ケアネットワークが取り組む、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流等、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。

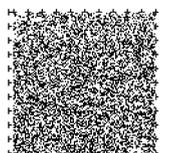
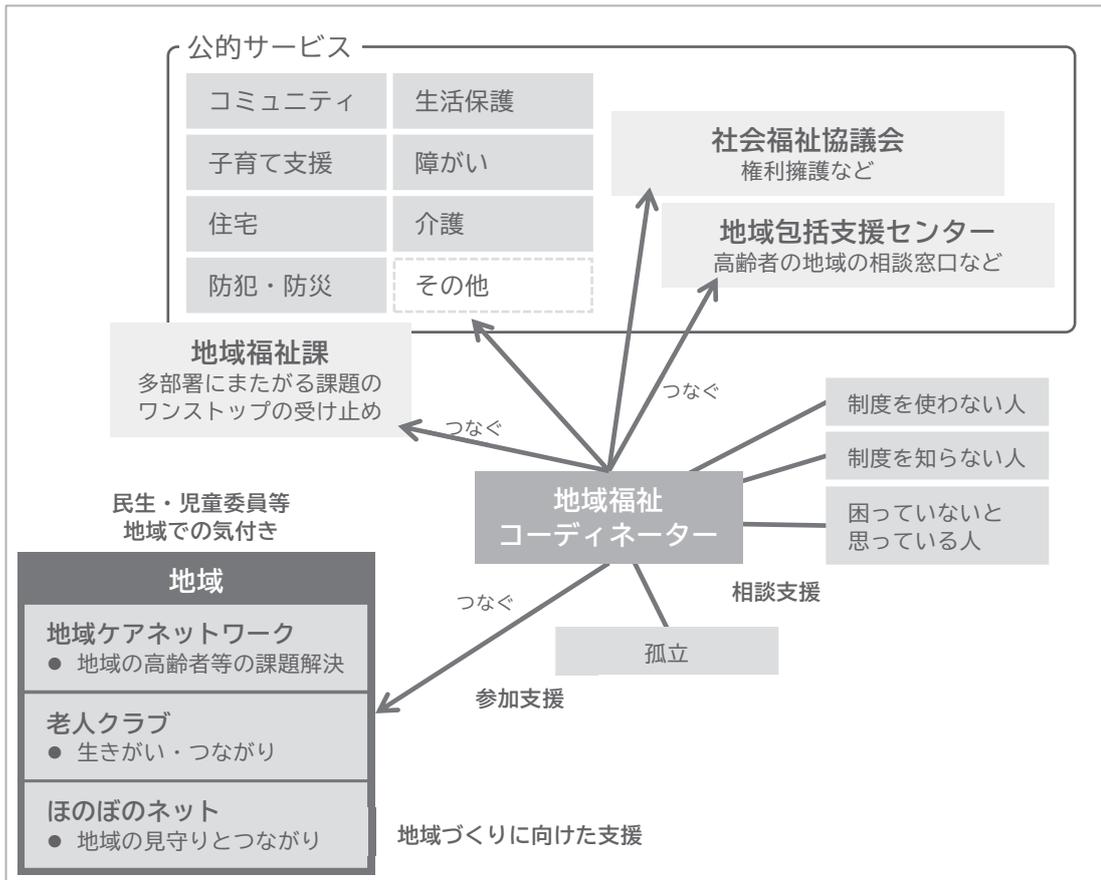
また、「地域ケアネットワーク」が自ら課題を発見し、解決に取り組むための支援を市が関係団体と連携して行います。



## ② 重層的支援体制の整備

複雑化、複合化している支援ニーズに対応するために、地域福祉コーディネーターをはじめ、庁内の様々な部署や関係機関が連携し重層的支援体制の整備を進めます。また、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に行うことで、課題の早期発見、早期対応を行います。

図表 地域福祉コーディネーター（イメージ）



## (2) バリアフリーのまちづくり

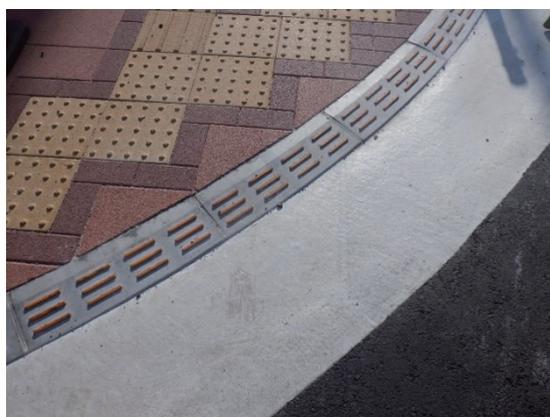
### ① バリアフリーのまちづくりの推進

「バリアフリーのまちづくり基本構想2022（第2次改定）」の次期構想の策定にあたっては、「第5次基本計画」との整合性を図り、令和6年度に改定します。

障がいのある人が支障なく快適に日常生活や社会生活を送るために、道路、公園、建築物等の施設について、新設や大規模な改修が行われる施設に加え、既存の施設においてもバリアフリー化を進めていきます。

歩道段差の解消、電柱の移設等を推進しバリアフリー化に配慮した道路空間の整備を行います。

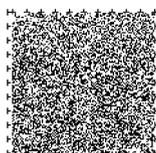
市内の公園ではトイレのバリアフリー化等を行い、あらゆる人が利用できる公園整備を推進します。



道路のバリアフリー化



公園トイレの整備



### (3) 安全安心のまちづくり

#### ① 災害時・緊急時の対策の強化

災害時の支援策として、日ごろの備えや避難計画等についての事前準備の啓発に取り組みます。災害対策基本法に基づき作成した、障がいのある人や高齢者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新します。また、災害時に三鷹警察署や三鷹消防署等、避難を支援する機関等への名簿提供を進め、避難支援体制の整備を図ります。

また、災害時に電力の供給停止が生命の危機に直結する、移動等の避難行動が困難である等の特性がある在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を、東京都多摩府中保健所等と連携して作成します。

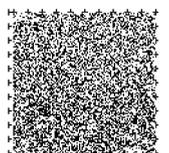
さらに、災害発生後、速やかな避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、避難所ごとに連絡会を随時開催し、災害発生時に即応できる体制及び対応力を強化します。

また、福祉避難所を効率的かつ適切に運営するため、障がいのある人、事業者及び関係部署との連携を強化し、課題を抽出のうえ福祉避難所運営マニュアルの作成等の検討を進めます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、避難所生活が安心して送れるように、心のバリアフリーを推進します。

#### ② 感染症に対する備え

様々な感染症に対する対策及び支援について、関係部署等と連携することで感染の拡大や重度化の防止に努めます。感染症に対する備えとして、障害福祉サービス事業所等への感染拡大防止策、感染症発生時に備えた平時からの事前準備の周知・啓発等を行うとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、各事業所における感染症に対する研修等の実施や受講を推進します。



### ③ 消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実

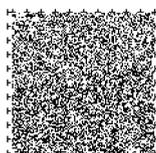
消費者被害及び特殊詐欺被害等の防止について、事業者等を通じて注意喚起を行っていきます。

現在、三鷹市消費者活動センター、三鷹市地域包括支援センター、三鷹警察署等が連携した三鷹市消費者活動センター・三鷹市地域包括支援センター連絡会を基本として消費者被害及び特殊詐欺被害等防止体制を構築しています。

さらに、令和5年度からは、安全安心課を新たに構成員に加えて、消費者安全法に規定する三鷹市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置することで、より一層、消費者被害及び特殊詐欺被害等の防止・啓発に取り組めます。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 地域ケアネットワーク推進事業	7つのケアネットが取り組む居場所づくりや相談、見守り、地域交流等、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。
② バリアフリーのまちづくり推進事業	障がいのある人が支障なく快適に日常生活等を送るため、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を進めていきます。
③ 福祉避難所の適切な運営に向けた連携	災害時等に福祉避難所を効率的かつ適切に運営するため、障がいのある人、事業者及び関係部署との連携を強化し、福祉避難所マニュアルの作成等の検討を進めます。



## 第4節 （基本目標4）障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実

「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現に向けて、障がいのある人の視点に立った必要な情報の提供と相談支援の充実を進めます。地域での生活を支える医療や福祉サービスを、だれもが必要なときに利用できるまちづくりを目指します。令和4年5月に制定された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がい特性やライフステージに対応した多様な手段による情報提供の充実を図ります。

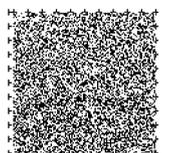
地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援センターは、総合的な相談や専門相談等の相談業務に加え、地域の相談機能の充実を図るために、相談支援専門員の育成・資質向上の取組を行います。基幹相談支援センターや市役所窓口、各相談支援事業所、就労支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等の分野横断的な相談体制の強化を進めます。そのために、ケースワーカー、相談支援専門員、障がい者相談員、ケアマネジャー、ボランティア、民生・児童委員等との連携により地域の相談支援ネットワークの体制整備を推進します。

### （1）情報提供の充実

#### ① 多様な手段による情報提供の充実

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するために、障がい特性に応じた多様な手段で必要な情報を十分に入手・利用したり、コミュニケーションを図ったりすることができる環境を整備し、「三鷹市ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、情報アクセシビリティの改善を図ります。

また、市役所の窓口到手話通訳者等を配置するなど、福祉総合案内の機能の充実を図るとともに、市職員が研修やハンドブック等で障がい特性や窓口での対応方法等を学ぶことにより、障がい特性に応じた情報提供ができるよう努めます。



## (2) 相談機能の充実

### ① だれもがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実

障がい者相談支援センターぽっぴや障がい者自立支援センターゆー・あい等の、まず「受け止める」窓口としてだれもが気軽に相談できる「身近な窓口」を周知します。

また、相談内容によって、発達障がい相談や高次脳機能障がいの相談といった専門家による「専門相談」等のほか、相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。

さらに、自分を理解できる場、安心して自分を出せる場、共感してもらえる場として、ピアサポートの視点をもった地域での相談の場の充実に努めます。

### ② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備

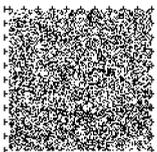
ライフステージに応じた福祉サービス等の情報を、障がいのある人や家族等の立場に合わせてわかりやすく提供します。ライフステージの移行期には課題が顕在化しやすいことを踏まえ、相談支援事業者連絡会や三鷹市障がい者地域自立支援協議会相談支援部会において、子ども・成人・高齢者それぞれの事業者の連携を図り、制度のつなぎの相談に対応する事業者を育成します。

また、子ども・成人・高齢者それぞれのライフステージへの移行を見据えた情報提供等の支援を行うとともに、支援内容を適切に引き継ぎ、制度や支援者が代わっても支援が途切れないような体制を整備します。具体的には、障がいの特性や支援内容等の記録を蓄積し、切れ目のない支援体制の確立に努めます。

### ③ 障がい者ケアマネジメントの推進

地域でサービスを必要とする障がいのある人に対し、総合的な相談支援を実施し、サービス等利用計画を作成、管理することにより、適切なサービスの利用を支援します。

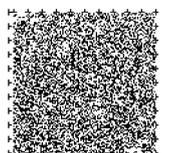
障がいのある人本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労等の多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する障がい者ケアマネジメントの適切な運用を推進します。



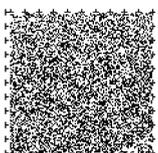
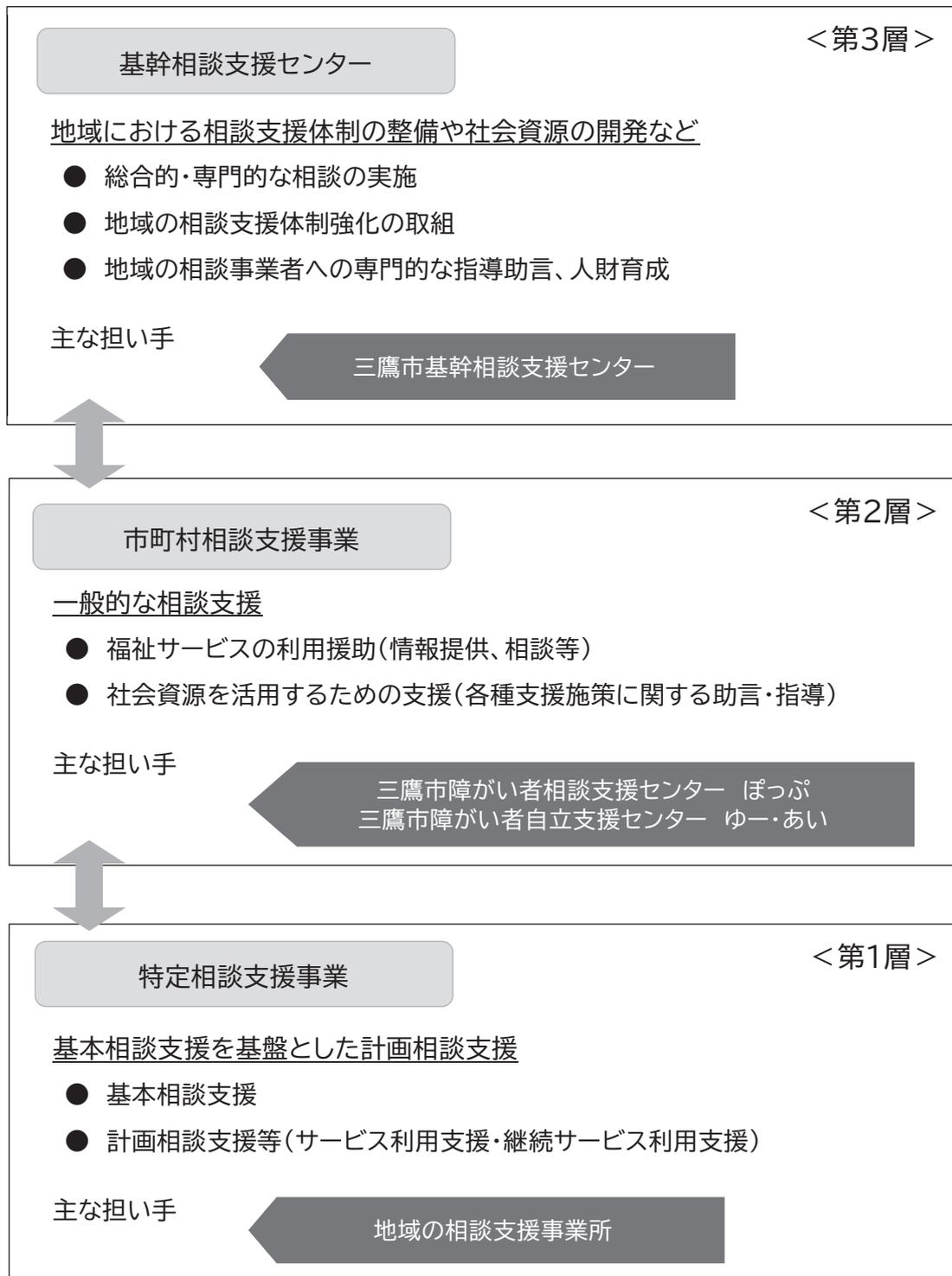
#### ④ 地域の相談支援体制の充実

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的・専門的な相談業務や虐待防止等運営の充実を図ります。加えて、相談に対応する相談員等の確保、育成・資質向上に努めることで地域の相談支援体制の充実を図ります。

また、相談支援事業者連絡会等の開催のほか、地域の相談支援事業所からの困難ケース等の相談に対応するとともに、地域の主任相談支援専門員と協力して相談支援従事者初任者研修等を活用しながら、相談支援専門員の育成を行います。



図表 地域の相談支援体制（イメージ図）





【基幹相談支援センター】

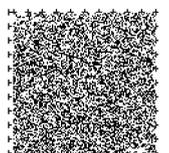
★三鷹市基幹相談支援センター

【特定相談事業所】

- ①じゅうと生活サポートセンター
- ②障がい者計画相談センター くも
- ③ひまわり
- ④野の花
- ⑤めだか相談室
- ⑥長谷川病院特定相談支援事業所
- ⑦三鷹市北野ハピネスセンター
- ⑧相談支援事業所 にじネット
- ⑨障がい者相談センター つなぐ手

【市町村相談支援事業所】

- ①障がい者相談支援センターぽっぷ
- ②障がい者自立支援センターゆー・あい
- ⑩相談支援事業所 結い
- ⑪相談支援事業所 にじアート
- ⑫障がい者相談センター ともに
- ⑬三鷹市子ども発達支援センター
- ⑭相談支援事業所 GreenApple
- ⑮アウル相談支援事業所三鷹
- ⑯相談 Lab. 群青
- ⑰相談支援などわど
- ⑱障がい者自立支援センターゆー・あい



### (3) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

#### ① 適切な障害福祉サービスの利用とモニタリングの推進

適切な障害福祉サービスの提供に向けた相談支援の実施とサービス等利用計画の作成を通じ、障害福祉サービスを必要とする人に適切な支援が行きわたるよう取り組むとともに、サービス等利用計画の定期的な評価（モニタリング）によりの確なニーズ把握に努めます。

#### ② 福祉サービス未利用者への対応強化

地域生活支援拠点機能のうち、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の提言（令和2年3月）に基づき「相談機能の充実」を中心に、主にサービス未利用者の方に対し、緊急時個別支援計画～わたしのあんしんプラン～」を作成し、福祉制度を知ることや平時から体験の機会・場を活用する等の対応を進めます。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 多様な手段による情報提供の充実	ソーシャルメディアやデジタル機器を活用した情報提供のあり方の検討や、「障がい者のためのしおり」の内容の見直しを図ります。
② 相談支援事業者連絡会等を活用した相談支援の充実	基幹相談支援センターを中心に、情報交換や事例検討・研修等を通じ、相談支援専門員の質の向上・均質化及び地域の相談支援体制の充実を図ります。
③ 地域の相談支援体制の充実	基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員の育成・資質向上に努めることで地域の相談支援体制の充実を図ります。

